

皆が幸せに暮らすために

国では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、毎年、9月20日から26日を動物愛護週間と定めています。ペットを飼っている人も飼っていない人も、身近な動物に関心を持ち、動物を愛する心を育むと共に、動物の正しい飼い方について理解を深め、人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指しましょう。

那覇市における動物の現状

市が中核市になった平成25年度以降、抑留・収容の数は毎年減少しています。しかし、いまだ収容される犬猫はおり、なかには衰弱や負傷が原因でやむを得ず収容中に死亡する場合があります。

また、犬猫に関する苦情や相談は、咬傷事故から飼い方相談、フン尿被害など、様々なものが、毎年千件以上寄せられています。



ペットの飼い主に大事な3つのこと

健康と安全の保持と迷惑防止

命ある動物への責任を自覚し、種類などに応じて正しく飼いましょう。

きれいで清潔に生活環境を良くして、人に迷惑をかけないように飼いましょう。

終生飼養

動物がその命を終えるまで大切に飼いましょう。

繁殖制限

飼っている動物が増えすぎて、育てられなくなるようなないように不妊・去勢手術などに努めましょう。

飼い主の心得

動物が好きで人や苦手な人、皆が安心して過ごせるように、犬や猫を飼う際には、必ず次の事項を守るようお願いいたします。

環境衛生課 ☎951-1530

犬の場合

狂犬病予防注射を受けよう

狂犬病は、人が発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい感染症です。人と犬の健康のために、年1回狂犬病予防注射を受けましょう。

犬の登録

犬を飼い始めたら、30日以内に市へ登録し鑑札の交付を受けましょう。

鑑札と注射済票をつけよう

迷子になった時にも役立ち、周囲の人への安心感にもつながります。マイクロチップもお勧めです。



周りの人と環境に配慮

鳴き声や毛の飛散、排せつ物の放置などで周りに迷惑をかけるはいけません。

しっかりつなごう

柵に囲まれた敷地内や屋内で飼う場合以外は、放し飼いをしてはいけません。犬による咬傷事故を防ぐため、散歩のときは必ずリードをつけましょう。

猫の場合

猫は室内で飼おう

外で生きる猫はケンカなどによるケガや病気、交通事故などが原因で寿命は3～4年ほどと言われています。危険から身を守るためにも猫は室内で飼いましょう。

日頃の健康管理に気を付けよう

感染症予防のために室内飼育でもワクチン接種や定期的なノミ・ダニ駆除をしましょう。

無責任な餌やりはやめましょう

管理が出来ていない状態での餌やりは猫も周囲の人や動物も幸せではありません。餌を放置すると猫以外の動物が集まったり、害虫が発生したりします。置き餌はせず、猫の排せつものことも考えてきれいなまちを守りましょう。

室内飼育でも不妊・去勢手術を

病気の予防やストレスの軽減になり、繁殖のための争いや脱走などを予防できます。また、オスの場合は、あちこちに尿をかけるスプレー行動の予防にもなります。



新しい家族を探しています

市では、飼い主のいない場合や飼い主のやむを得ない理由で飼えなくなった犬または猫のうち、ペットに適すると判断した犬または猫を希望者に譲渡する事業を行っています。新しく飼い主になる人は、模範的な飼い主となつていただくために譲渡要件に適合することが必要です。譲渡は無償で行いますが、犬の場合は登録の変更手続きが必要になります。犬または猫を譲り受けたい人は、事前にお電話でお問い合わせください。

※現在犬1頭、猫1匹の譲渡対象がいます。

(令和2年8月12日現在)

見学可能な時間▼平日9時30分から16時まで

飼い主さん募集中



みりん♀(10歳)



シグマ♂(2歳)

環境衛生課 ☎951-1530

動物の愛護及び管理に関する法律の改正

令和2年6月1日に、動物虐待に対する罰則の引き上げなど、一部が改正、施行されています。

- 殺傷関連▼5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- (改正前▼2年以下の懲役又は200万円以下の罰金)
- 遺棄・虐待▼1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- (改正前▼100万円以下の罰金)

